

2023年9月吉日

法人・個人事業主のお客さま各位

しまなみ信用金庫

インボイス制度における当金庫の対応について

2023年（令和5年）10月1日よりインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。当金庫は適格請求書発行事業者の登録を受けておりますので、法人・個人事業主のお客さまがお支払いいただきました各種手数料に含まれる消費税につきましては、当金庫が交付いたします適格請求書（インボイス）に基づき、消費税の仕入税額控除を受けることができます。

なお、当金庫ではインボイス制度への対応方法を下記の通りとさせていただきますので、ご確認をお願いいたします。

記

1. 当金庫の適格請求書発行事業者登録番号

T1-2400-0501-1884

2. 営業店窓口等でお支払いいただく各種手数料

営業店窓口等で各種手数料をお支払いいただいた際には、インボイスの要件を満たした「領収書」等を発行いたします。

例：振込手数料、両替手数料、残高証明書発行手数料など

3. 自動振替等でお支払いいただいている手数料

自動振替等でお支払いいただいている各種手数料につきましては、インボイスの発行をご希望されるお客さまに対して、インボイスの要件を満たした「手数料取引明細表（インボイス）」を作成のうえ電子交付（または郵送等）いたします。

インボイスの発行をご希望のお客さまは、営業店窓口でお申込み手続きをお願いいたします。

例：インターネットバンキング手数料、口座振替手数料、貸金庫・夜間金庫手数料、残高証明書発行手数料（継続発行）など

4. ATM 及び両替機でのお取引

ATM および両替機でのお取引につきましては、インボイスの交付義務が免除される自動販売機特例の対象となり、お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが可能となります。

したがって、ATM および両替機から出力される「ご利用明細」等につきましては、インボイス制度に対応した様式改定は実施いたしませんので、ご了承ください。

インボイス制度への対応、および電子交付等に関する各種手続きなどにつきまして、ご不明な点等がございましたら、お取引店の窓口までお問い合わせください。

以上